

委託業務仕様書

1 業務名

盛岡駅さんさこみち構内等装飾業務

2 事業の概要及び目的

本業務は、盛岡駅東西自由通路「さんさこみち」において、盛岡市の文化や伝統及び周辺地域の優れた観光資源を効果的に発信する構内装飾を実施し、冬季以降、盛岡を訪れる観光客の周遊促進及び地域の認知度向上を図ることを目的とする。

装飾は、盛岡らしさを感じられる魅力的な空間を創出するとともに、写真撮影や SNS 投稿を誘発するデザインとし、盛岡への来訪意欲を喚起するプロモーション効果を期待するものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（日）まで

ただし、公開開始は令和 9 年 1 月からの想定

4 施工場所

別紙平面図のとおり

5 業務内容

受注者は次の業務を実施するものとする。

(1) 現地調査

- ア 現地確認
- イ 構内等寸法測定
- ウ 利用者動線確認
- エ 施工方法検討

(2) 企画及びデザイン作成

- ア 冬季を含む、盛岡を象徴する観光資源を効果的に発信すること
- イ インパクトがあり、視認性に優れるデザインとすること
- ウ 国内外観光客に分かりやすい表現とすること
- エ フォト撮影、ムービー撮影したくなる演出を取り入れること
- オ SNS 投稿による情報拡散が期待できること
- カ 昼夜を問わず魅力的に見えるデザインとすること
- キ SNS 投稿を促すフォトスポット性、ムービースポット性を有すること

(3) 制作業務

- ア 施工データ制作
- イ 出力データ制作

- ウ 校正対応
- エ 色調整
- オ その他、内容により造作物の製作及び設置

(4) 施工業務

- ア 構内装飾の製作及び設置
- イ 養生
- ウ 安全管理
- エ 作業後清掃
- オ 完了検査立会い

(5) 維持管理対応

施工後に初期不良等が発生した場合は、受注者負担で補修を行うこと。

(6) 原状回復

- ア 事業終了後又は発注者から指示があった場合は、速やかに撤去し原状回復を行うこと。
- イ 撤去及び原状回復については受注者が実施すること。
- ウ 上記ア及びイに関わらず、委託期間終了後も継続して装飾を実施する場合、変更契約を締結し、本委託業務の中で撤去及び原状回復を実施しない場合がある。

6 成果品

受注者は次の成果品を提出すること。

(1) 紙媒体

- 完了報告書 2部
- 施工写真帳 2部

(2) 電子媒体

- 完了報告書 PDF
- デザインデータ (JPEG、PDF)
- 元データ (AI、PSD 等)
- 施工写真データ

7 成果品の保証

受注者は、本業務により設置した構内装飾物について、委託期間満了の日から3ヶ月間の保証期間を設けるものとする。

保証期間内において、受注者の責に帰すべき事由により次の不具合が発生した場合は、受注者の負担により速やかに補修、修繕又は再施工を行うこと。

- (1) シートの剥離
- (2) シートの浮き
- (3) 施工不良によるしわ及びたるみ
- (4) 印刷不良

- (5) 著しい変色
- (6) ラミネートの剥がれ
- (7) その他施工又は製作に起因する不具合

ただし、第三者による故意又は過失による損傷、天災その他受注者の責によらない事由による損傷についてはこの限りではない。

8 不具合対応

発注者から不具合の連絡を受けた場合、受注者は原則として5営業日以内に現地確認を行い、発注者と協議のうえ必要な対応を実施すること。

なお、緊急性が高いと発注者が判断した場合は、速やかに応急措置を講じるものとする。

9 保証期間終了後の対応

保証期間終了後においても、受注者は発注者からの相談に応じ、補修又は再施工が必要な場合には別途見積書を提出すること。

10 著作権について

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引き渡し時に発注者へ無償で譲渡するものとする。

また、本事業の為に撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について確認を行うことを原則とする。

11 業務遂行上の留意点

(1) 届出及び報告

受注者は、以下の事由が発生したときは、速やかに届出または報告を行い、発注者の指示に従うこと。

ア 業務履行体制の変更をするとき

イ 業務履行に際して事故が発生したとき

ウ 発注者から届出または報告を求められとき

(2) 打ち合わせの実施

受注者は、業務の進捗状況及び課題等について発注者に報告を行い、また業務履行にあたっての調整または確認を行うため、定期的に打合せを実施すること。

12 その他

(1) 本仕様書に明記なき事項については、発注者と協議し決定すること。

(2) 業務受託後は発注者と密に情報を共有するとともに、進捗に応じて盛岡市からの指示を受けて迅

速に対応ならびに提案をすること。

- (3) 製作物には、宿泊税を活用して実施している事業であることを表記すること。
- (4) 本仕様書に記載の内容は、現時点での想定であり、内容が変更となる場合がある。